

新型コロナウイルスの影響を受ける**漁業者向け**支援策のご案内

令和2年8月18日現在

	対象	内容	備考
経営相談	経営相談をしたい漁業者	<p>○「新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口」を開設しています。</p> <p>○県が派遣する専門家による経営相談（無料）が利用できます。</p>	<p><b>【新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口】</b></p> <p>○仙台地方振興事務所水産漁港部水産振興班 022-365-0192</p> <p>○東部地方振興事務所水産漁港部水産振興班 0225-95-7914</p> <p>○気仙沼地方振興事務所水産漁港部水産振興班 0226-22-6852</p> <p>○宮城県水産業振興課企画推進班 022-211-2935</p>
減収補填	魚価の下落等により収入が減少した漁業者	<p>○過去の基準収入から一定以上の減少が生じた場合に補填が受けられる積立ぶらすについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己積立金の仮払いが受けられます。</li> <li>・自己積立金の積み立てが猶予されます。</li> </ul>	<p>漁業収入安定対策事業</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○水産庁漁業保険管理官 03-6744-2356</p> <p>○宮城県漁業共済組合 022-367-7705</p>
給付金	感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者	<p>○中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者に対して、下記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内の「持続化給付金」が支給されます。</p> <p><b>【算出方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の総売上(事業収入) － (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)</li> </ul>	<p>持続化給付金</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570</p>
		<p>○売上が、(1)前年同月比で50%以上減少している、または(2)連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少している中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等を対象に、下記の算出方法により、法人は600万円、個人事業者は300万円以内の「家賃支援給付金」が支給されます。</p> <p><b>【算出方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍</li> </ul>	<p>家賃支援給付金</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930</p>

新型コロナウイルスの影響を受ける**漁業者向け**支援策のご案内

令和2年8月18日現在

	対象	内容	備考
資金 繰り	運転資金等を必要とする 漁業者	<p>○漁業近代化資金及び日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金による運転資金等の借入について、実質無担保・無保証人化、当初5年間の実質無利子化、当初5年間の保証料免除が措置されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業近代化資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資金使途：運転資金（5号資金、一部設備資金が対象となる場合があります。）</li> <li>貸付期間：5年以内 （うち据置期間2年以内（ほたてがい等については3年以内））</li> <li>貸付限度額：法人36、000万円、個人9、000万円</li> </ul> </li> <li>・農林漁業セーフティネット資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資金使途：運転資金</li> <li>貸付期間：10年以内（うち据置期間3年以内）</li> <li>貸付限度額：1、200万円（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合は年間経営経費等の12/12以内）</li> </ul> </li> </ul>	<p>水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業及び漁業者保証円滑化対策事業</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水産庁水産経営課 03-3502-8418</li> <li>○宮城県漁業協同組合信用共済部融資審査課 0225-21-5715</li> <li>○日本政策金融公庫仙台支店（農林水産事業） 022-221-2331</li> </ul>
		<p>○指定災害等によって経営に影響を受けている漁業者を支援する県の制度資金、「漁業経営サポート資金」の受け付けが開始されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付期間：令和2年4月27日～11月30日（予定）</li> <li>・資金使途：運転資金</li> <li>・貸付期間：2年（うち据置期間1年以内）</li> <li>・貸付限度額：500万円又は指定災害等による漁業経営への影響額のいずれか少ない額</li> <li>・金利：県の利子補給により無利子</li> </ul>	<p>漁業経営サポート資金利子補給事業</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○宮城県水産業振興課企画推進班 022-211-2935</li> <li>○宮城県漁業協同組合信用共済部融資審査課 0225-21-5715</li> </ul>

新型コロナウイルスの影響を受ける漁業者向け支援策のご案内

令和2年8月18日現在

	対象	内容	備考
雇 用	外国人技能実習生等が入国できなくなったこと 漁業者	<p>○入国できなくなった外国人技能実習生等に代えて、地域の作業経験者等の国内人材を雇用するにあたり必要となった掛かり増し賃金、傷害保険料、宿泊費、借上料が定額(上限あり)助成されます。</p> <p>○日本人従業員が感染し、代わりに地元の作業経験者を雇用する場合にも、賃金等が定額助成されます。</p> <p>○助成金は、従業員を雇用する事業者に対し、国から直接支払われます。</p> <p>○県では、国事業でフォローできない求人情報発信・マッチングを支援します。</p>	<p>水産業労働力確保緊急支援事業(人材確保支援)・みやぎ水産業労働力確保緊急支援事業</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○水産庁企画課 03-6744-2340</p> <p>○宮城県水産業振興課企画推進班 022-211-2935</p>
	外国人船員を雇用している遠洋漁業経営体	<p>○漁船乗組員を確保するために、停泊期間中も現在雇用している外国人船員の雇用を継続する場合に、掛かり増し経費の1/2が助成されます。</p> <p>○助成金は関係業界団体を通じて支払われます。</p>	<p>水産業労働力確保緊急支援事業(遠洋漁業の船員対策事業)</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○水産庁国際課 03-6744-2364</p>
	R2.4.1以降に外国人等技能実習生を受入している、または今後受入を予定している漁業経営体	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人技能実習生の出入国に際して新たに発生する経費の一部が補助されます。</p> <p>・入国者に対しては、PCR検査費(現地出国における検疫での検査費用)、交通費(入国後待機する宿泊施設までの移動費用)、宿泊費(待機期間中のホテル等の宿泊費用)が1/2以内で補助されます。</p> <p>・帰国者に対しては、PCR検査費(日本出国後における帰国先での検査費用)が1/2以内で補助されます。</p>	<p>外国人技能実習生等受入支援事業</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>宮城県水産業振興課漁業調整班 022-211-2932</p>
	雇用助成金を活用して従業員の雇用を維持したい	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成されます。(助成率:中小企業の場合最大10/10)</p> <p>・適用期間:令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む休業等に適用</p> <p>・助成内容:休業を実施した場合の休業手当、又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成</p>	<p>雇用調整助成金</p> <p><b>【問合せ先】</b>:最寄りの都道府県労働局またはハローワーク(仙台市、名取市、亶理町、山元町他)</p> <p>宮城労働局職業対策課 022-299-8063</p> <p>(石巻市、東松島市、女川町)</p> <p>ハローワーク石巻 0225-95-0158</p> <p>(塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町他)</p> <p>ハローワーク塩釜 022-362-3361</p> <p>(気仙沼市、南三陸町)</p> <p>ハローワーク気仙沼 0226-24-1716</p>
	休校となった小学校等に通う子供のお世話をする従業員(子供の保護者)に対し、有給休暇を取得させた経営体	<p>○休校となった小学校等に通う子供のお世話をする従業員(子供の保護者)に対し、有給休暇を取得させた経営体に賃金相当額が助成されます。</p> <p>・助成額:有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を助成(上限8,330円/日(4/1以降に取得した休暇は15,000円を上限))</p> <p>・助成対象期間:有給休暇の取得日が2月27日~9月30日までの期間にある場合</p> <p>・受付期間:令和2年3月18日から12月28日まで</p> <p>・助成対象事象主:対象労働者による有給休暇の申出により、有給休暇を取得させた経営体</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>(雇用保険・労働者災害補償保険に加入している経営体)</p> <p>○学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999</p> <p>(上記経営体に該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所である漁業経営体)</p> <p>○水産庁漁政部企画課 03-6744-2340</p>

新型コロナウイルスの影響を受ける漁業者向け支援策のご案内

令和2年8月18日現在

	対象	内容	備考
雇用	R2.4.1以降に外国人漁業船員及び外国人技能実習生を受入している、または今後受入を予定している漁業経営体	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人漁業船員及び外国人技能実習生の出入国に際して新たに発生する経費の一部を支援します。</p> <p>・入国者に対しては、PCR検査費（現地出国における検疫での検査費用）、交通費（入国後待機する宿泊施設までの移動費用）、宿泊費（待機期間中のホテル等の宿泊費用）が1/2以内で助成されます。</p> <p>・帰国者に対しては、PCR検査費（日本出国後における帰国先での検査費用）が1/2以内で補助されます。</p>	<p>外国人技能実習生等受入支援事業</p> <p>【問合せ先：宮城県水産業振興課漁業調整班 022-211-2932】</p>
設備投資等	<p>感染拡大防止対策を行いつつ、経営継続に取り組もうとする漁業者</p> <p>※常時従業員が20人以下</p> <p>※右記問合せ先の支援を受けることが必要</p>	<p>○感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換等の経営継続に向けた取組に関する経費の補助が受けられます。</p> <p>・補助上限額：150万円（単独申請）、1、500万円（グループ（共同）申請）</p> <p>・補助対象経費：経営継続に関する取組に要する経費、感染拡大防止の取組に要する経費</p>	<p>経営継続補助金</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○宮城県漁業協同組合 0225-21-5744</p> <p>○渡波漁船漁業協同組合 0225-94-9338</p> <p>○牡鹿漁業協同組合 0225-45-2411</p> <p>○塩釜市漁業協同組合 022-363-0137</p> <p>○宮城県内水面漁業協同組合連合会 0225-94-9338</p> <p>○一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会 03-3249-9634</p> <p>○一般社団法人全国さけ・ます増殖振興会 03-6825-3655</p> <p>○一般社団法人全国底曳網漁業連合会 03-3508-0361</p> <p>○一般社団法人漁業経営安定化推進協会 03-6895-0100</p>
輸出	高付加価値水産物の輸出に取り組もうとする漁業者、水産加工・流通業者	<p>○水産エコラベルの認証取得に要する経費が助成されます。</p> <p>○既に輸出商流を有する水産加工・流通業者が、水産エコラベル認証を取得した水産物を輸出しようとする場合、取組に要する経費が助成されます。</p> <p>○助成金は、国から支払われます。</p>	<p>輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課 03-3502-3408</p>

※ 本資料は、国の補正予算資料等を基に宮城県水産業振興課において作成したものです。各支援策の内容等について詳しく知りたい場合は、備考欄にある問合せ先にご確認下さい。その他、新型コロナウイルスの影響を受ける漁業者向け支援策についてご不明の点がありましたら、宮城県水産業振興課（企画推進班022-211-2935）までお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルスの影響を受ける水産加工・流通業者向け支援策のご案内

令和2年8月18日現在

	対象	内容	備考
経営相談	経営相談をしたい事業者	<p>○宮城県商工会連合会内に設置されている「宮城県よろず支援拠点」及び中小機構において、専門家による経営相談（無料）が行われています。</p> <p>○宮城県水産振興課において「ワンストップ相談窓口」を開設しています。</p>	<p>【問合せ先】</p> <p>○宮城県よろず支援拠点 022-393-8044 yorozu@office.miyagi-fsci.or.jp</p> <p>○中小機構 東北本部 企業支援部 企業支援課 022-716-1751</p> <p>「ワンストップ相談窓口」</p> <p>○宮城県水産振興課流通加工班 022-211-2931</p>
給付金	感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者	<p>○中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者に対して、下記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内の給付金が支給されます。</p> <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の総売上(事業収入)</li> <li>－ (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)</li> </ul>	<p>持続化給付金</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570</p>
資金繰り	日本政策金融公庫、商工中金の融資を利用する中小企業・小規模事業者	<p>○①新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）及び②新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工中金）</p> <p>売上が5%以上減少した中小企業・小規模事業者に対して融資枠の別枠が創設され、信用力や担保によらず金利は一律となり、当初3年間は金利が0.9%引き下げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途：運転資金、設備資金</li> <li>・担保：無担保</li> <li>・貸付期間：設備20年以内、運転15年以内（うち据置期間5年以内）</li> <li>・貸付限度額：①別枠で3億円、②3億円</li> <li>・金利：当初3年間は基準金利マイナス0.9%（利下げ限度額1億円以内） 4年目以降は基準金利</li> </ul> <p>○上記の融資を受けた事業者のうち、個人事業主（小規模に限る）、売上が15%以上減少した小規模事業者及び売上が20%以上減少した中小企業者に対しては、利子補給による実質無利子化措置が講じられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給期間：当初3年間</li> <li>・利子補給対象上限：1億円</li> </ul>	<p>【問合せ先】</p> <p>○日本政策金融公庫仙台支店（中小企業事業） 022-223-8141</p> <p>○商工中金仙台支店 022-225-7411</p> <p>○中小企業庁 中小企業金融相談窓口 03-3501-1544</p>
		<p>○小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）</p> <p>商工会議所・商工会・県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う「マル経融資」の金利が、当初3年間は0.9%引き下げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途：運転資金、設備資金</li> <li>・貸付限度額：別枠で1,000万円</li> <li>・金利：当初3年間は特別利率（令和2年4月1日現在1.21%）マイナス0.9%</li> </ul>	<p>【問合せ先】</p> <p>○日本政策金融公庫仙台支店（中小企業事業） 022-223-8141</p>

新型コロナウイルスの影響を受ける水産加工・流通業者向け支援策のご案内

令和2年8月18日現在

	対象	内容	備考
資金繰り	民間金融機関の融資を利用する中小企業・小規模事業者	<p>○セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が民間金融機関から融資を受ける際、下記要件に合致する場合は保証料負担ゼロ化、実質無利子化等が措置されます。（融資上限額3千万円、据置期間5年以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証料ゼロ、実質無利子（当面3年）となる要件 個人事業主（小規模に限る）：売上高5%減少 中小・小規模事業者：売上高15%減少</li> <li>・保証料1/2となる要件 中小・小規模事業者：売上高5%減少</li> </ul> <p>※セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証については下欄を参照下さい。</p>	<p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○日本政策金融公庫仙台支店（中小企業事業） 022-223-8141</p>
	信用保証協会の保証を利用する中小企業者	<p>①セーフティネット保証4号 最近1か月の売上高が前年同月比20%以上減少している中小企業・小規模事業者に対して、通常枠とは別枠で2.8億円を保証するセーフティネット保証4号（100%保証）の対象地域が全国に拡大されました。</p> <p>②セーフティネット保証5号 最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少している中小企業・小規模事業者に対して、通常枠とは別枠で2.8億円を保証するセーフティネット保証5号（80%保証）の対象業種が拡大され、水産加工業者も利用可能になりました。</p> <p>③危機関連保証 全国・全業種を対象に、売上高が前年同月比15%以上減少している中小企業・小規模事業者に対して、危機関連保証として更なる別枠（2.8億円）が措置されました。</p> <p>これらの措置により、通常枠（2.8億円）とは別に、 ①又は②+③で最大5.6億円の保証枠が利用できることとなりました。</p>	<p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○宮城県信用保証協会 022-225-5230</p> <p>※セーフティネット保証4号・5号を利用するために必要となる認定については、事業所が所在する市町村の商工担当課等にお問い合わせ下さい。</p>
	既往債務の実質無利子融資への借換	<p>○日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換が可能となり、実質無利子化の対象になります。</p> <p><b>【対象制度】</b></p> <p>(1) 日本政策金融公庫等 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経融資</p> <p>(2) 商工組合中央金庫等 ・危機対応融資</p> <p><b>【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】</b></p> <p>(1) 日本政策金融公庫等（中小事業） 1億円 (2) 商工中金 1億円 ※新規融資と同じ</p> <p><b>【借換限度額】</b></p> <p>(1) 日本政策金融公庫等（中小事業） 3億円 (2) 商工中金 3億円 ※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額</p>	<p>○日本政策金融公庫仙台支店（中小企業事業） 022-223-8141</p> <p>○商工中金仙台支店 022-225-7411</p> <p>○中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183</p>

新型コロナウイルスの影響を受ける水産加工・流通業者向け支援策のご案内

令和2年8月18日現在

	対象	内容	備考
雇用	外国人技能実習生等が入国できなくなったこと 水産加工業者	<p>○入国できなくなった外国人技能実習生等に代えて、地域の作業経験者等の国内人材を雇用するにあたり必要となった掛かり増し賃金、傷害保険料、宿泊費、借上料が定額(上限あり)助成されます。</p> <p>○日本人従業員が感染し、代わりに地元の作業経験者を雇用する場合にも、賃金等が定額助成されます。</p> <p>○助成金は、従業員を雇用する事業者に対し、国から直接支払われます。</p> <p>○県では、国事業でフォローできない求人情報発信・マッチングを支援します。</p>	<p>水産業労働力確保緊急支援事業(人材確保支援)・みやぎ水産業労働力確保緊急支援事業</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○水産庁加工流通課 03-6744-2349</p> <p>○宮城県水産振興課企画推進班 022-211-2935</p>
	R2.4.1以降に外国人等技能実習生を受入している、または今後受入を予定している水産加工事業者	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人技能実習生の出入国に際して新たに発生する経費の一部が補助されます。</p> <p>・入国者に対しては、PCR検査費(現地出国における検疫での検査費用)、交通費(入国後待機する宿泊施設までの移動費用)、宿泊費(待機期間中のホテル等の宿泊費用)が1/2以内で補助されます。</p> <p>・帰国者に対しては、PCR検査費(日本出国後における帰国先での検査費用)が1/2以内で補助されます。</p>	<p>外国人技能実習生等受入支援事業</p> <p>【問合せ先】</p> <p>宮城県水産振興課流通加工班 022-211-2931</p>
	労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図っている中小企業者等	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成されます。(助成率:中小企業の場合最大10/10)</p> <p>・適用期間:令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む休業等に適用</p> <p>・助成内容:休業を実施した場合の休業手当、又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成</p>	<p>雇用調整助成金</p> <p>【問合せ先】:最寄りの都道府県労働局またはハローワーク(仙台市、名取市、亶理町、山元町他)</p> <p>宮城労働局職業対策課 022-299-8063</p> <p>(石巻市、東松島市、女川町)</p> <p>ハローワーク石巻 0225-95-0158</p> <p>(塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町他)</p> <p>ハローワーク塩釜 022-362-3361</p> <p>(気仙沼市、南三陸町)</p> <p>ハローワーク気仙沼 0226-24-1716</p>
	事業主の指示を受け休業したが、休業手当等を受けることが出来ない中小企業主の労働者	<p>○令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者のうち、休業中に対する賃金(休業手当)を受けることができない方に対して、当該労働者の申請により、休業前賃金の8割(日額上限11,000円)が、休業実績に応じて支給されます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</p> <p>【問合せ先】</p> <p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276</p>
	休校となった小学校等に 通う子供のお世話を する従業員(子供の保護者) に対し、有給休暇を取 りさせた経営体	<p>○休校となった小学校等に通う子供のお世話をする従業員(子供の保護者)に対し、有給休暇を取得させた経営体に賃金相当額が助成されます。</p> <p>・助成額:有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を助成(上限8,330円/日(4/1以降に取得した休暇は15,000円を上限))</p> <p>・助成対象期間:有給休暇の取得日が2月27日~9月30日までの期間にある場合</p> <p>・受付期間:令和2年3月18日から12月28日まで</p> <p>・助成対象事業主:対象労働者による有給休暇の申出により、有給休暇を取得させた経営体</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</p> <p>【問合せ先】</p> <p>(雇用保険・労働者災害補償保険に加入している経営体)</p> <p>○学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999</p> <p>(上記経営体に該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所である漁業経営体)</p> <p>○水産庁漁政部企画課 03-6744-2340</p>

	対象	内容	備考
設備投資等	サプライチェーンの毀損等に対応するため設備投資や販路開拓に取り組むと中小企業・小規模事業者	<p>①新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を行う場合に経費の補助が受けられる「ものづくり補助金」について、新型コロナウイルス対応のための特別枠が設けられ、採択審査における加点や申請要件の緩和等の特例措置、補助率の上げが行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：中小企業・小規模事業者等</li> <li>・補助上限額：原則1,000万円</li> <li>・補助率：特別枠は2/3</li> <li>・公募時期：1次締切は終了。今後、2次（5月）、3次（8月）、4次（11月）、5次（R3年2月）に締切を設け、それまでに申請があった分を順次審査、採択</li> </ul>	<p>ものづくり・商業・サービス補助</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○全国中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局 050-8880-4053</p> <p><a href="https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0420koubo20200410.html">https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0420koubo20200410.html</a></p>
		<p>②店舗の改装、ホームページの作成・改良、チラシ・カタログの作成、広告掲載等、小規模事業者が実施する販路開拓等の取組を支援する「持続化補助金」について、採択審査において加点される特例措置、補助上限額の上げが行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：小規模事業者等</li> <li>・補助額：～100万円</li> <li>・補助率：2/3</li> <li>・公募時期：1次締切は終了。今後、2次（6月）、3次（10月）、4次（R3年2月）に締切を設け、それまでに申請があった分を順次審査、採択</li> </ul>	<p>小規模事業者持続化補助金</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○全国商工会連合会 03-6670-2540 <a href="http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/">http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/</a> 又は各地区の商工会</p> <p>○日本商工会議所 03-6447-2389 <a href="https://r1.jizokukahojokin.info/">https://r1.jizokukahojokin.info/</a> 又は各地区の商工会議所</p>
		<p>③バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などのためのITツール（ソフトウェア）導入を支援する「IT導入補助金」について、新型コロナウイルス対応のためテレワーク環境を整備する場合の特別枠が設けられ、採択審査において加点される特例措置、対象経費へのハードウェアレンタル費用の追加、補助率の上げが行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：中小企業・小規模事業者等</li> <li>・補助額：30～450万円</li> <li>・補助率：2/3</li> <li>・公募時期：1次締切は終了。今後、2次（6月）、3次（10月）、4次（R3年2月）に締切を設け、それまでに申請があった分を順次審査、採択</li> </ul>	<p>サービス等生産性向上IT導入支援事業</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○一般社団法人サービスデザイン推進協議会 <a href="https://www.it-hojo.jp/2020emergency/">https://www.it-hojo.jp/2020emergency/</a></p>
新商品開発・サービス	地域産品やサービスの磨き上げ、ブランド力の強化、発信力の向上に取り組む中小企業・小規模事業者	○全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、新商品、サービス開発等に取り組む際の経費2/3以内が助成されます。	<p>JAPANブランド育成支援等事業</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○中小企業庁創業・新事業促進課 03-3501-1767</p>



新型コロナウイルスの影響を受ける水産加工・流通業者向け支援策のご案内

令和2年8月18日現在

	対象	内容	備考
輸出	輸出先国における需要の減少や需要品目の変化等に対応しようとする水産加工業者	<p>○外食から家庭食へのシフトに対応する冷凍食品等家庭向け品目の製造や、輸出先国の変更に対応するために必要となる製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備にかかる経費の1/2が助成されます。</p> <p>○助成金は、国から県を通じて支払われます。</p>	<p>輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○宮城県水産業振興課流通加工班</p> <p>022-211-2931</p>
	新型コロナウイルスの感染拡大を機に、安定的に調達可能な原料に切り替える水産加工業者	<p>○原料の切替による加工食品・外食メニューの開発、実証試験、マーケティング調査、施設整備に要する経費が助成されます。</p> <p>○輸出やインバウンドなどの新規需要を獲得するために、3年以上の長期調達契約を締結した食品製造業者に対して、安定調達可能な原料への切替に伴う経費が助成されます。</p> <p>○助成金は、国から県を通じて支払われます。</p>	<p>輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○宮城県水産業振興課流通加工班</p> <p>022-211-2931</p>
	高付加価値水産物の輸出に取り組もうとする漁業者、水産加工・流通業者	<p>○水産エコラベルの認証取得に要する経費が助成されます。</p> <p>○既に輸出商流を有する水産加工・流通業者が、水産エコラベル認証を取得した水産物を輸出しようとする場合、取組に要する経費が助成されます。</p> <p>○助成金は、国から支払われます。</p>	<p>輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>○農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課</p> <p>03-3502-3408</p>

※ 本資料は、国の補正予算資料等を基に宮城県水産業振興課において作成したものです。各支援策の内容等について詳しく知りたい場合は、備考欄にある問合せ先にご確認下さい。その他、新型コロナウイルスの影響を受ける水産加工・流通業者向け支援策についてご不明の点がありましたら、宮城県水産業振興課（企画推進班022-211-2935）までお問い合わせ下さい。